

# 新司法試験調査会在り方検討グループ(第8回)議事録

(司法試験管理委員会庶務担当)

## 1 日時

平成15年7月11日(金) 10:00 ~ 12:15

## 2 場所

法務省司法試験考査委員室

## 3 出席者

(委員)

磯村保, 小津博司, 柏木昇, 釜田泰介, 鈴木健太, 中川英彦, 宮川光治  
(敬称略)

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

池上政幸人事課長, 横田希代子人事課付, 古宮義雄試験管理官

## 4 議題

- 1 協議(中間報告について)
- 2 今後の予定

## 5 配布資料

### 【宮川委員配布資料】

- ・論文式試験の成績評価の在り方
- ・論文式試験の採点及び合否判定を段階評価でおこなう一つの案

### 【席上配布資料】

- ・新司法試験実施に係る研究調査会中間報告(たたき台)

## 6 議事等

【釜田委員】それでは第8回の会合を開かせていただきます。本日の協議事項は前回に引き続きまして、中間報告のたたき台案につきまして御検討いただきたいと思っております。まず初めに、庶務担当から、科目別ワーキンググループとの意見交換の場を踏まえて、前回の案に修正を入れていただいたようですので、その修正の入った箇所について御説明いただきまして、本日はたたき台案の全体についていろいろと御意見を賜りたいと思っております。

### 【横田人事課付】

「第1 はじめに」は総論部分でございますので、今後、適宜の方法で御意見をいただければと思います。本日は、第2「司法試験を通じて選抜すべき法曹像」から御説明させていただきます。

まず、ここでは、法曹として求められる資質をすべて司法試験で判定することはできないという趣旨が不明確であるという御意見をいただきましたので、一つ目の「 」の末尾に、「これらの資質は、「プロセス」としての新たな法曹養成制度全体を通して涵養されるべきものである。」と付け加えました。

また、二番目の「 」では、前回の在り方検討グループでの御議論を踏まえ、「法科大学院の教育を踏まえたものとし」という文言を入れました。

それから三番目の「 」も、有機的連携がだぶらないように修文いたしました。

【釜田委員】「第二 新司法試験を通じて選抜すべき法曹像」の部分につきましていかがでしょうか。

【中川委員】今ごろになってこんなことをと言われるかもしれませんが、何か今までの議論が、私は多少違和感があるのですよね。それが何なのか考えてみたら、要するに法科大学院というものを、それぞれの大学が非常に努力されて、特徴を出そうとして頑張っておられますよね。実務的なところもあるし、専門性を追求されているところもあるし、地域性だとか、そういうこともあるし。一方、個人つまり法曹になりたいという志向の方もかなり社会人が増えそうだという感覚がありますよね。三十代、四十代の人、そういう社会人の人はある種の専門志向といいますか、自分は例えば弁護士になって知財をやりたいとか、裁判官になって少年事件をやりたいとかね、そういう志向を持って入って来られる方もたくさんいらっしゃる。大学自身がそういう多様性を持った大学にしようと思っている。個人もそこで学ぶ人たちもそれなりの多様性を持ってやって行こうと、そういう流れが一方でありますよね。そういうものを尊重するというかな、それを生かしていこうというのがこの司法制度改革の全体の考え方だと思うのですけれども。それと、今私どもが考えている司法試験とが何かちょっと違和感があるような気がするのですよ。三つの基幹科目と選択科目で試験をしますよと、それなりにいろいろと工夫はするにしても、結局受ける学校、個人からしてみたら、結局その3科目をきちんと勉強しなければいけないという気持ちになって、やっぱりどうしても学術的といいますか、今までのような勉強、あるいはそれにまたロービジネスの人たちが一杯くっついているわけですからね。その人たちが合格というものを目指して一生懸命やられると。そうすると何かまた今のような司法試験になっていくのではないかなと、そういう感じが非常に強いのですね。そうだとすると、これは余程上手く制度設計をしないと結果的には余り良くないものになるおそれが多分に考えられまして、私にはちょっとそういうふうな違和感があるということです。そんなことはないよと言われれば非常にハッピーなんですけれどもね。それを防ぐために、論文試験の内容をこのようなものにしようとか、短答をこんなふうにするとか、配点をこうしようとかいろいろなことを今工夫し

ているのですが、その程度のことでのこのミスマッチみたいなものが本当に解消できるのだろうか。もっとやっぱり根本的に大学及び受験者の多様性を担保するような、何かもっと大きなものを考えなければいけないのではないかと、それがこの在り方検討グループの主題ではないかというような気がしてきました。ちょっと話をひっくり返すようなことで誠に申し訳ないのですけれども、ここのところを議論せずにディテールに入っていいのかなということなのですが。

【磯村委員】一つは、新しい司法試験法の中で一定の枠組みが設定されていて、それを今から変えることができないという制度的制約がありますが、もう一つは、恐らく医師の場合に類似するところがあって、例えば、自分は眼科医になりたいというときに眼科の問題だけをやればいいのかというと、やはり医師として共通に備えておくべき基礎的能力があって、その上に眼科なら眼科について専門分野の知見を積み重ねていくことになるかと思われませんが、医師の国家試験は、医師として共通に備えるべき能力があるかどうかを問うものだと思います。新しい司法試験もそれに似ていて、その上にどう専門性を積み上げていくかはその後の問題ですが、およそ法曹として共通に備えるべき能力を司法試験でチェックする、そういうイメージで考えられるのではないかと思います。

【中川委員】それはそうなのですが、しかし、それを越えた多様性というものも尊重しようよということをしているわけですよ。そっちの方がこれからの社会にとって大切なことではないかと思うのです。ここなんですよ。私はもう出来上がっちゃった司法試験法にちょっと問題があると思っています。まだ時間がありますから改正しても良いのですよ。例えば、面接とか口述とかいうものは全然考慮していませんよ。これは僕は問題ではないかと思う。やっぱり司法制度改革審議会の意見書に入っているような、試験では分からない部分の資質や能力ですね、それはやはりフェイス・トゥー・フェイスで話をして、発掘するしかないのではないかと。私は実は第二東京弁護士会の任官面接員になっているのですが、あれでやっていますと非常に立派な経歴をお持ちの方でも法曹に合わないという人はいますね。これは裁判官に合わないんだと、この人は推薦すべきではないという人が面接で浮かび上がってきますよ。それと同じように、非常に良い成績を取っている人でも、ちょっと法曹としてはいかなものかという人もいると思いますし、また逆に非常に成績は悪くてもこういう人には是非弁護士なり裁判官になってもらいたいという人はいると思うのです。それをのけてしまっただけかということ是非常に大きな問題で、やはり何かの形でそういう人を拾っていくとか、取捨選択する制度をやっぱり僕は作るべきではないかなと思うのです。だから、今の司法試験法に捕らわれた議論というのはちょっとそれは小さいのではないかなというふうに思いますけれども。

【小津委員】私の理解では、我々に与えられている任務というのは、司法試験の実施に係る研究調査であり、その中での在り方ですので、今の御指摘のところま

で議論するということになると思ひが違ってくると思ひます。

【釜田委員】今の重要な点は、私どもの託されました仕事との関係で、今日の案文の「第2 新司法試験を通じて選抜すべき法曹像」とか、最初の「第1 はじめに」ではっきりさせることによって、ロースクールでの教育を非常に重要視したものだというメッセージを明らかにできると思ひます。私もこれまでの議論を拝聴いたしまして、どの問題の議論になりまして、今度できるロースクールは相当の覚悟をもって教育をしなければならないという感を持ちました。先ほど御説明いただきました資質を持った法曹の養成というの、それらの資質を持っているかどうかは司法試験だけでは見られないんだということですね。そういう資質を備えるチャンスというのがある、それを備えた人に対して行える試験なんだという趣旨がここに十分に出てくるような文章にする必要があるなという感じを受けていたのですが、今の中川委員がおっしゃった非常に重要な点は、今度の中間報告との関係では何か盛り込めるでしょうか。

【中川委員】少なくともこの委員会が、そういう問題意識を持って議論しているんだということは、非常にクリアにしておかないといけないと思ひます。そうしないと、逆に私たちが、そんなものを作ったらどうするつもりだという御批判を浴びないとも限りませんので。我々は司法試験法がありますから、その枠内で議論しないと仕方がないのだけれども、我々の意識はそういうことではありません。将来、問題があればどんどんそういうものは変えていくのだということをはっきりさせるべきではないかと思ひますけれども。

【宮川委員】中川委員の問題提起は非常に根源的で重いものだと思いますが、先ほど小津委員がおっしゃったように、新司法試験実施に係る研究調査会ということで、新しい司法試験法が前提となって、その実施をどのようにするのか考えるということが我々に与えられている任務ですから、おのずから議論すべきことには制約がある。出題の在り方や採点の方法やその他について、制約がある中で、できる限り中川委員が言われるような多様性志向、専門性志向、こういった志向にそぐわないようなものとならないような努力をすることが必要だと思います。我々なりに努力はしてきたと思ひます。それは進行形かと思ひます。ただ、今、おっしゃられたようなことは中間報告のどこかに、少しくリアに出しておく必要があるとは私も思ひます。どこに書くかという、「はじめに」のところでしょう。「はじめに」の文章についてはまだ検討されておりませんが、これは司法試験法からスタートして論述されていますけれども、審議会の議論からスタートして、今、中川委員がおっしゃったことが大切なことであるということ、「はじめに」の頭の部分に何らかの形で書いておくべきでしょう。

【柏木委員】私も今の意見に賛成です。この会議には非常に大きな制約がありまして、それは新司法試験の合格者数の枠を変えられないという制約です。本来司

法試験というのは資格試験であるべきなのに、1,500人とか3,000人とかいう数字の網がかかってしまうと必然的に競争試験になってしまうという大きな矛盾があります。もう一つの制約は、今まで法学教育の失敗のかなりの部分の原因がどうも今までの司法試験にあるのではないかと疑われながらもその証拠が出ないものですから、この間の合同会議のようにいろいろな従来の司法試験が犯人ではないという意見が出てくるわけです。そういう実証的なデータ不足の中で改善策を模索しなければならない。これらの制約の中で我々はベストの結論を出さなければならない。本来ならば十分な過去の実証的なデータの上に、司法試験の合格者数の枠なしに、全く白紙の状態の新司法試験の在り方を考えるべきなんでしょうけれども、それができない。そういうところがありまして中川委員のおっしゃるように、その制限があるという前提を忘れてしまうと、一体在り方検討グループは何をやっていたんだということにもなりかねません。ですから、そういう制約の中でのベストだと、制約の中でベストのアイデアを我々は考えたんだということを前文の中に入れておくべきだろうという気がいたします。

【鈴木委員】中川委員がおっしゃったことは良く分かりますし、また他方で、この会は司法試験管理委員会から委ねられた枠内でしかできない、もっと言えば、法の枠内でしかできないという制限があると思います。もう一つは選択科目がどうなるかまだ分からないまま、それを外して議論しておりますので、その辺の制約があって、選択科目について何らまだ議論されていないと思います。中川委員がおっしゃった専門志向といいますか、それについてどう対応していくかという点について、新司法試験法は、選択科目というところで、それを一部でも取り入れようというところだと思います。しかし、それがまだどういうものになるか内容も分かりませんし、確かに現時点では何かすっきりしない面が残っているなという気がします。一方で、幅広い法曹ということに関して言えば、第一次的には法科大学院でそれをきっちりやっつけていこうというところではないかと思います。司法試験にはやはり判定できる限界があるというところですので、幅広さというところをどこまで司法試験でチェックできるかということになりますと、おのずからそこには限界があるのではないかなという気がします。ただ、先ほどから出ておりますように、前文に書き込むということについては賛成です。

【小津委員】私も賛成で、前文で工夫していただきたいと思います。今の鈴木委員の御指摘の中で、選択科目について確かに我々がまだ議論できていないというところですが、この後、夏を超えてといいますか、選択科目についての情報がもうちょっと集まって、それを踏まえて我々も選択科目のことについて議論をするということはよろしいのですか。

【池上人事課長】新司法試験調査会は、新司法試験の在り方を司法試験法の枠内で御検討いただく場でございますから、選択科目がどのようなものであるべきか、あるいは試験全体の中でどのような位置付けを占めるべきかなどについては、今

後も議論の場が設けられるものだろうと考えております。ただ、司法試験管理委員会の委嘱事項の中に、選択科目の選定そのものは入っておりませんので、その点には御留意ください。

【小津委員】もう少し具体的に申しますと、選択科目については十分に議論していませんから中間報告には盛り込まないとしても、最終報告については選択科目について何か言及があるかもしれないということですよ。そうであれば、中間報告だけ読むと、「あれ、選択科目については何も書いていないな」ということになるかもしれませんが、報告書の後ろでもどこでも結構ですから、選択科目についてはこれから考えるのだということも入れておくことも考えられるのではないのでしょうか。

【磯村委員】別の点でよろしいでしょうか。第二の最初の「 」は庶務担当で十分に御検討いただいたと思います。「これらの資質は『プロセス』としての法曹養成制度全体を通して」という点については、もう一步進んで言えば、豊かな人間性とか感受性の問題というのは法曹養成制度の枠の中だけではなくて、それまでの全教育課程を通じて、小学校から大学の学部教育までの間にも養成されるべき資質だろうと思います。ただ、ここではそういうふうには書けないかなと思いますので、この表現で良いのではないかと思います。

【釜田委員】そういたしましたら、先ほどの問題は、最後に「第1 はじめに」のところで御検討いただきますので、そこでまたいろいろと御意見を頂戴したいと思います。では、第2を終えまして、次の「第3 試験実施の在り方」の説明をお願いします。

【横田人事課付】第3につきましては、前回の在り方検討グループで御指摘がありましたとおり、文末を「試験科目ごとに、ある程度自由に工夫することとする」に改めるという修文で、科目別ワーキンググループでも御異存はありませんでした。

【釜田委員】それでは「第4 試験実施の枠組み」についてお願いいたします。

【横田人事課付】「第4」の「1 実施日程」は修文はございません。

「2 試験日程」は在り方検討グループで御指摘いただきましたとおり、2番目の「・」の「試験時間が異なるものとされることなどから」を、「科目ごとに試験時間を設定するのが相当であることなどから」とする修文です。

また、「3 試験科目の範囲」のところで修文が入っておりますが、これは科目別ワーキンググループの委員から、選択科目の範囲については別途検討すると書かれているが、これは選択科目の科目が決まらないうちに新試験調査会で選択科目の試験科目を決めてしまうような語感があるので、別途きちんと検討される

というニュアンスを出した方が良いという御意見がありまして、それに基づく修文でございます。(一同意見なし。)

【釜田委員】それでは「第5 短答式試験の在り方について」をお願いいたします。

【横田人事課付】第5は、短答式については、科目別ワーキンググループとの意見交換の場において、在り方検討グループから、「融合問題への言及は削除した方が良い」との御意見がありましたので、修文させていただきました。

【磯村委員】第5の「1 出題の在り方」枠の中の二つ目の「 短答式試験については、出題の形式、配点を多様化する。」という言葉がこちらでは残っていて、前の方の「第3 試験実施の在り方」の「多様性」の方は、「ある程度自由に工夫する」というふうに修文がなされているのですが、ここはもうこれで良いということでしょうか。

【横田人事課付】はい。短答式の出題形式、配点については「多様性」という言葉を残してもよろしいかと。

【磯村委員】折衷案ですか。

【横田人事課付】科目別ワーキンググループにおける御議論では、各科目でバラバラなことをするというのではなくて、ここに書かれているような出題形式とか、配点における多様性を意図しているので、「多様性」という言葉を残したいという御意見でございました。

【釜田委員】よろしゅうございますか。下の説明と一緒に読めば、各科目がバラバラなことをするという意味ではないと分かりますので。

【磯村委員】内容と関わる問題で是非御議論をお願いしたい点がございまして、「1 出題の在り方」と「2 配点、試験時間、問題数等」に係るのですが、民事系で80問ということを考えるときに、その中の民法、民訴法、商法の割合が1対1対1ということではなくて、例えば民法40問、民事訴訟法20問、商法20問というような配分を考えるとします。私は民法40問ならそれ自体歓迎すべきだと個人的には思うのですが、問題は、民事系の中で2対1対1という比率で配分するということが、この自由な工夫の中でできるかどうかということなんです。とりわけ、民事訴訟法が20問ということになったときに、刑事訴訟法が刑事系の問題数の半分ということになると、刑事訴訟法の短答式の比重と民事訴訟法の比重が違ってくるかもしれません。そこは各科目の問題だという割り切りができるかどうか、ちょっと議論する必要があるのではないかと考えています。

といえますのも、公法系、民事系、刑事系で2対3対2という比率を考えるときには、従来の司法試験科目の数や法律分野の数がかなり重要な考慮要素になっていて、そうすると民事系科目の中で分けるときにも、民法と民事訴訟法は従来1対1だったので、そこを2対1にすることはある種一つの決断だろうと思いますので、そういう趣旨も含めてちょっと議論する必要があるかと思います。

【釜田委員】今のはいかがでございますか。

【小津委員】結論的には、そこまで全体で縛ることは相当ではなくて、各科目にお任せしたらどうかと思います。もちろん非常に極端になっていった場合に、民訴がずっと出題が少なく、刑訴は相当出題が多いというときに、学生が民訴は余り勉強しないで刑訴を勉強するということが一応頭の中では考えられます。しかし、恐らくはそうはならないだろうし、そんなことも考えながら各科目系で出されると思います。

【鈴木委員】私も民事系の中で、磯村委員が披露されたような比になることには、むしろ賛成なのですけれども、それは極端にならない範囲でということなのです。問題となるのは、「各科目を構成する法律分野の数等」を考慮して公法系、民事系、刑事系の比率を2：3：2と決めたとしたこととの関係で、それなのに民事系80問のうち何で民法が40問になってしまうのだということに関して、説明の問題としてそれでいいのかということが出てくるのかなと思います。私の立場としては、本来もう少し民事系が多くて良いと言っていたものですから、そちらの立場だと説明できるのかなという気がいたしますが。

【磯村委員】私の問題意識は、鈴木委員と全く同じことで、自由度を認めるということで、極端な比率になるのであれば、更に検討の余地があるかもしれませんが、先ほど述べた程度であれば許容範囲だろうと思います。ただ、理由付けで整合的にうまく説明できるのかどうかということは、やはり気になるころではあります。

【柏木委員】問題の数はそれほど重要ではなくて、重要なことは試験範囲内の問題を万遍なく聞いているかということだけなのではないでしょうか。もちろん比率、例えば民訴と民法との比率が1対2という比率は重要ですが、それが20問なのか27、8問なのかということ自体は余り大きな問題にはならないのではないかと、それはテクニカルな問題ということになるのではないかと気がします。

【中川委員】出題者、つまり問題を考える人は、どういう人になるのですか。

【横田人事課付】司法試験考査委員です。



【中川委員】それは具体的にはどのような方々なのですか。

【磯村委員】法科大学院の関係者と実務家の方々がある種のグループを作るのだらうと思いますが。

【中川委員】有機的連携と言うのであれば、やはり法科大学院からどういう問題を出してほしいのかということは当然聞くべきだと思ふし、それから司法研修所からもどのようにしてほしいのかを聞かれるべきだし、要するに、出題の中身を趣旨に合ったようなものにする、今、柏木委員がおっしゃられたとおりだと思ふのですが、中味を出題をどういう形で作るのかということについての議論は必要ないのですか。今も誰がどういうふうに作っているのかというのが不透明になっていますよね。

【池上人事課長】司法試験考査委員の氏名は全部官報で公告していますし、司法試験考査委員のプロフィール等は、受験雑誌や予備校等を等を通じて受験者には良く知られているところです。

【中川委員】ですから、問題作成についても十分法科大学院と有機的な関連を考慮していますよというメッセージが伝わらないと、具合が悪いですよ。

【池上人事課長】今の御議論を前提にし、かつ、これまでの運用も考えますと、新しい司法試験の考査委員は、やはり法科大学院で教育等に携わられている研究者の方と、司法研修所その他実務家としての御経験をお持ちの方、この両者からほぼ同数という形で選ばれるのではないかと思われます。

【中川委員】そうしたら、そういうことを書いたらどうですか。

【小津委員】中間報告なり、最終報告なり、司法試験考査委員は法科大学院で教育等に携わられる研究者と司法研修所を始めとする実務家から選ばれるということになるのがしかるべき姿なのだらうから、そういうことも入れておくのは大変結構なのではないでしょうか。

【中川委員】大きなメッセージになると思ひますよ。

【磯村委員】そこは「出題の在り方」の最初の枠の中に入れるのでしょうかね。

【小津委員】あるいは「前文」ですかね。

【磯村委員】そうですね、短答式だけの問題ではありませんので、試験全体の在

り方として。

【宮川委員】3ページの第2の枠組みの中に、「法科大学院の教育を踏まえたものとして」という文章を入れたのも、今、中川委員がおっしゃられたような観点からだと思います。

先ほどの磯村委員の問題提起についてですが、民事系の系科目の中で、民法と民事訴訟法と商法の短答式の問題数をどのようにするのかということについては、民事系のワーキンググループで協議をしていただいて、その協議の結果に基づいて決めていくということはどうでしょう。我々がそこまでこうあらねばならぬということで枠を作るのではなくてですね。

【磯村委員】それと関連するもう一つの問題は、前に取り上げた問題ですが、配点比率と時間比率が一致していないということについても、科目別ワーキンググループの方に御確認をいただければ良いのではないかと思います。

【釜田委員】第5のところの案文がございしますが、具体的にどこかを修文する必要があるということですか。

【鈴木委員】この前、磯村委員はむしろ問題数を入れなくてもいいのではないかとおっしゃっていましたが、私はある程度が目途として問題数を入れた方がよいのではないかという意見を申し上げました。ただ、問題数の幅がこれでいいのかという意見を申し上げたのですが、今日はそこは詰めないで全体会で決めるということなののでしょうか、それともこれでもう大体出してしまおうということなのですか。

【横田人事課付】科目別ワーキンググループでも、中間報告に書かれた問題数で最終的に決めてしまおうということではなく、現時点での議論の到達点ということで、具体的な時間とか問題数を示して、御批判があればそれを受けた方がよいのではないかということでした。

【磯村委員】私や鈴木委員の感覚は、やはり「程度」と書いてあっても、「から　　まで」と書くとそこが上限になってしまうというニュアンスが出るのではないかということです。具体的な数字を挙げると、それよりも更に上乘せするというのは難しくなり、80問程度が平均的な数字だとすると、70問から90問とするのが普通の挙げ方ではないかという気がしますけれども。

【鈴木委員】正直に言うと、70とか90とかは数字の切りが悪いですけどね。私は100でもよいのです。端的に申しまして、磯村委員が今おっしゃったように80問が上限みたいな感じになってしまうということがここから出てしまう。

【宮川委員】民事系科目については2時間30分程度とするということですから、この時間を前提にすると80問というところかなり易しくすらすら解ける問題でないと対応できないですよ。60問だと少し難しく考えさせる問題が作れるということで、ここは余り枠を決めないで、年によって違えてもよし、作題の工夫との関連で問題数が違って来るかと思しますので、この程度で良いのではないかと私は思いますが。

【磯村委員】前に在り方検討グループで意見の整理をしたときの短答式の総合計時間数というのが、5時間から7時間という枠になっていましたが、それに比べると、今回のたたき台案は各科目の試験時間を足すと5時間半ですので、そこで具体的に決まっている感じなんです。私のイメージから言うと、場合によっては、今、宮川委員が言われたことを逆手に取ると、例えば民事系で3時間というのもありうるという気がしないわけではないのですが、この案のままで中間報告を出すと、試験時間はほぼこれで行くというイメージが強くなります。

【小津委員】今の御指摘を伺ってこの文章を見ると、枠の中は2番目の「 」で「1時間30分」「2時間30分」と書いてあって、下の「・」のところ、「3科目合計で5～7時間」と書いてあるのは、ちょっと変かもしれないですね。逆ならまだ分かりますけど。枠の中がふわっと書いてあって、下の「・」のところ例えばと書いてあるのなら。

【宮川委員】ただ、1日でやろうとすると、7時間というのは休憩も入れるとかなりハードですね。

【池上人事課長】試験時間だけで7時間ですと、休憩時間も含め実質9時間ぐらいです。

【釜田委員】今の御指摘の点は、何か修正しますか。

【宮川委員】下に合わせるのであれば、「公法系科目及び刑事系科目については1時間30分～2時間程度、民事系科目については2時間30分～3時間程度」とする。ただ、そういうふうに変えることが良いことなのかどうか。

【池上人事課長】中川委員から、あんまり短答式を長く、重くするのもどうかと、ハードな試験にするのもどうかというような御意見が2、3回前の会議でありまして、その点も踏まえて、この辺の時間かというふうに、庶務担当で検討させていただいたものです。

【中川委員】宮川委員の意見に賛成ですね、時間はね。ただ、この出題数はピシッとし過ぎていませんか。書く必要はあるのですかね。ここはblankかな、お

任せにした方が良くはないですか。配点と時間とさえ決めれば，後は考えてくださいということで良くはないでしょうか。

【池上人事課長】在り方検討グループのお立場としては，科目別に考えてくださいということで良いと思うのですが，中間報告は受験者に対するメッセージでもありますので。

【中川委員】そこがちょっと気になるのですよね。だけど，何かいかにもきちっと決められているような気がするのです。まあ，この程度は仕方がないかな。

【宮川委員】余り自由に委せると，科目によって問題数に非常に大きな差が出てくる可能性がないわけではない。たくさん問題を出す場合には，非常に易しい問題をたくさん出し，少ない問題で対応するところについてはかなり難しい問題となる，そういう3系科目のアンバランスが出てしまう。

【中川委員】この程度を目安とするというぐらいの表現にしておいたらどうですか。

【磯村委員】「とする。」と言い切るよりも，「1時間30分」の前に「例えば1時間30分程度，民事系科目については2時間30分程度とすることが考えられる」とか，一つの可能性として示すということではどうかと思いますが。そうすると具体的に示しつつ，それが必ずしも確定したものではないというニュアンスが出るのではないかと思います。

【小津委員】最終報告で，どこまで断定的に書くかはともかくとして，中間報告ではその程度でよろしいのではないのでしょうか。

【釜田委員】それではそういうことで。それでは「第6 論文式試験の在り方について」をお願いします。

【横田人事課付】最初の「 」でございますが，前回の御協議で，「実践的な能力の判定にも意を用いる」という表現につきまして，実践的な能力が他の能力と並列的なものではないというような印象を与えるという御指摘がございましたので，それに基づき修文いたしまして，「法律に関する理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる」としましたこれは，新司法試験法第3条第4項の「法律に関する理論的かつ実践的な」能力の「判定に意を用いなければならない」という文言に合わせたものです。

また，融合問題につきましては，この前の科目別ワーキンググループとの意見交換の場での御議論を踏まえまして，「同一科目内で複数の法分野にまたがる問題については，必ず出題するとはしないものの，それぞれの科目の特性に応じて，

適切な問題を考案するよう努めるものとする。」と修文しました。

更に、7ページの三つ目の「・」でございますが、枠内の三つ目の「」の「複数の法分野」という言葉と区別するため「分野」を「範囲」に修文しました。

【中川委員】「実践的」という言葉のニュアンスが大分違うなと思います。この間の意見交換の場で、科目別ワーキンググループの委員の中に「実践的」という言葉の意味が分からないとおっしゃった方がいましたよね。私はあれを聞いてびっくりしたのです。企業法務の場では「実践的」という意味は、結局、法律だけではなくて、与えられた事象を一番よく解決する方法は何なのかを判断することだと理解しています。それを企業法務の中では物すごく教育をするわけです。法律的な解釈・分析はベースにあるものであって当たり前だが、それを踏まえて、目の前に与えられた問題をいろいろな経済的な要素、あるいは人的な要素その他を入れて、一番ベストな解決とは何なのだとということをいつも考えさせるし、考えて行くわけですよ。それを「実践的」と呼んでいるんですよ。

そこまで枠を広げるのは司法試験ではちょっと行き過ぎだということになるのかもしれませんがけれども、法科大学院は恐らくそういうことをかなり意識して教育をすると思っているんです。また、そこに意味がある。だから、ある程度、問題解決、実践的な解決という意味をこの言葉の中に含めてほしいなという気がします。

そうだとすると、細かな話ですが、「1 出題の在り方に関する」のところの「法律に関する理論的かつ実践的能力」とありますが「法律に関する」という部分を取った方が良いと思いますね。「十分に見ることを基本とし、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる。」というふうにすれば、そういう意味での実践という意味が少し生きてくると思います。法律よりも、もう少し意味が広いということ実践的と。私なんかは捉えているのです。

【磯村委員】前とのつながりで言えば、「法律に関する」というのはあえて要らないかもしれないという気がしますね。

【小津委員】司法試験法の条文を引っ張ってきたものですから、その表現になっているわけだと思います。司法試験法だと「法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。」と書いてあるので恐らくこういう表現になっている。絶対にここにも「法律に関する」と入れなければいけないかという、どちらでも選択肢はありますが。

【横田人事課付】「法律に関する」能力であることは、前後の文脈から明らかですので、中間報告の文言上は繰り返す必要はないかもしれません。

【中川委員】司法試験法がちょっと何か変ですよ。僕は本当にそう思う。審議会の意見書とズレがあるような気がする。

【釜田委員】それでは「法律に関する」という文言は取るということによろしゅうございますね。

【横田人事課付】続きまして、「2 配点，問題数，試験時間等」ですが，論文式試験の問題数は，各科目「原則として」2問とするという御意見がございましたが，科目別ワーキンググループの方では2問ということで世論の御意見を問いたいということでした。

【磯村委員】文章だけの問題なのですが，三つ目の「 」で「また，選択科目については，全体としてバランスのとれたものとなるよう検討する」という言葉は，我々が議論しているのは，トータルの中で選択科目の時間数が相対的に決まってくるという趣旨だと思います。しかし，そういうように本当に読めるのかどうか若干気になりました。そういうニュアンスが示せるような文章を庶務担当で工夫をしていただければと思います。

【横田人事課付】少なくとも「選択科目の試験時間については」と入れないと，ちょっと分かりにくいですね。

【磯村委員】恐らく，他の科目との関係でバランスのとれたという感じなんですかね。

【鈴木委員】全体というのが選択科目の中での全体というふうにとれてしまいますね。原案の趣旨は他の科目と合わせた全体ということなんでしょうけど。

【池上人事課長】検討させていただきます。

【宮川委員】7ページの枠の中は，採点評価については点数を付けることが前提となっている内容で，決してニュートラルではないと思うのですが，この点については磯村意見も出ていますけれども，後でまとめて議論するということによろしいですか。

【磯村委員】そうですね。点数を具体的に挙げるのが少し問題かもしれません。短答式のところでも，満点が100点，150点と書かれています。

【鈴木委員】答案の量については具体的な議論がないのですが，具体的な話はまだ先の話ということによろしいですか。答案の量には一定の制限を設けるという点ですが。

【宮川委員】8ページの最後の「・」に「おのずと現行司法試験より答案量が増

すことが想定されるが、的確な問題点の抽出とそれに対する簡にして要を得た解答の作成が期待されることから、その量について一定の制限を求めることが適当と考えられる。」、こういう文章になっていて、イメージとして、現行の司法試験よりどの程度増した答案量で制限するのか、あるいはこれまでと近いところで制限するのか分からないですよね。私はできるだけ長いものを書かせた方が良く、長ければ長いほどその人の能力が分かるという考えですから、制限を設けることについては賛成できない。そもそも、時間からいってそんなに長いものを書けるかというおのずから限界があって、何十枚もというのはあり得ません。自由に書かせたら良いのではないかと思います

【小津委員】現実問題としてはそうだと私も思います。それを踏まえて、ものの考え方として、答案の量に一定の制限を設けるべきかと言うべきかどうか、そこに書くのであれば一議論しなければならないように思います。例えば、どうせこのぐらいしか書けないだろうと思って答案用紙を何枚か渡したが、書き切れなくなって裏に書いた場合にその部分は絶対に読まないのかどうかとか。あるいは、量と言えは本当は文字数でしょうから、何字以上書いたら無効にするのかとか。そんなことは考えていないと思いますが。

【池上人事課長】一定の答案用紙を渡して追加配布はしないというような形になるのでしょうか。

【磯村委員】そうすると小さな文字を書けばいくらでも書けるということになり得るし、かと言って字数制限すると、その字数にとらわれて、時間の配分が大変なんですよ。

したがって、科目別ワーキンググループではかなり議論していただいたのかもしれないかもしれませんが、いきなり中間報告で出るというのは適当ではなくて、もし出すとすると、「答案の量について一定の制限を設けるかどうかについては今後なお検討する」という程度にとどめることになるのではないのでしょうか。

【中川委員】趣旨が後ろに書いてありますよね。「簡にして要を得た解答の作成を期待」するんだということであれば、良いわけですよ。制限するという言葉がちょっときつけれどもね。ただ、事務的に困るから制限するのだということではちょっとまずいと思いますね。一つの能力を試すために制限するのですよということであれば、それは納得できると思うのですけれどもね。

【池上人事課長】それでは、この点は御議論もまだ十分尽くされていないということで、科目別ワーキンググループにもこの趣旨を申し上げて、引き続き検討するというにいたします。

【横田人事課付】成績評価の在り方の採点指針については、論文式試験の出題の

在り方のところと，平仄を合わせた形に修文いたしました。

【磯村委員】私は，採点指針はこれで良いのではないかと思います。

【横田人事課付】「(2) 採点の公平性・調整の問題」については，特に修文をしておりません。

【磯村委員】こちらの方は，段階評価をするにしても，1人で採点するか複数で採点するかとか，段階評価をするに当たっての評価項目をどれだけ客観的にできるかは同じ問題があるというのはお話したと思います。さっき宮川委員から御指摘のありました100点満点，200点満点という表記はちょっとまた別かもしれませんが。

【宮川委員】偏差値調整はどうですか。ニュートラルではないと思いますけれども。

【磯村委員】しかし，例えば，仮にAからEの5段階評価でもBの比率がかなり多い審査委員と，Cの比率がかなり多い審査委員がいれば，その調整をする必要があるというのと同じではないでしょうか。偏差値調整と言うかどうかは別にして。成績評価のバラツキを調整する必要があると思います。

【鈴木委員】偏差値等と書いてありますので，まあ，調整するということであれば。

【磯村委員】評価の分布を調整するという趣旨ですね。

【小津委員】ちょっと別の点ですが，枠の中の下から二番目で，「1通の答案を複数の考査委員（研究者及び実務家が各1名以上含まれるものとする。）」と非常にはっきりとしたことが枠の中に書いてあります。考え方として私はこのとおりで良いのだと思うのですが，これから先，研究者と実務家の垣根がどんどん低くなっていくことも期待されているのではないかと思います。もちろん，法科大学院にも実務を相当経験した人がおられるということもあって，枠の中にここまで書くのかなという感じがして，もちろん，下の解説のところにも両方の立場の人が入るように書くぐらいにすれば。

【柏木委員】それはそうなんですけれども，磯村委員は別の意見があるかもしれませんが，私はまだまだ研究者と実務家の垣根が低くなるのはかなり先のことではないかという気がするのです。研究者の考え方と実務家の考え方の差を非常に痛感しておりますが，当面これで良いのではないかという気がしております。おっしゃるとおり将来はもっと学者と実務家は融合すると思いますが。



【磯村委員】私も楽観的に考えているわけではないのですが、むしろ実務家の経験を持った方が大学に確定的に移籍するというようなケースは、これから割とあるのではないかと思います。そうすると、例えば、実務家経験が10年、研究者というか大学に籍を置いて5年くらい経ったときに、じゃあどちらの属性かというような議論もあり得るので、こういう趣旨を述べることは大事だと思うのですが、括弧書きの中で書くのはやや難しいかなという気がします。

【小津委員】私もそういう趣旨です。

【横田人事課付】括弧書きの部分について、下の「・」に移すことを検討させていただきます。

【磯村委員】したがって、「複数の考査委員が採点する方式によるものとする。」というところで、枠の中は止めておくということはどうでしょうか。

【中川委員】ちょっと非常に難しい議論なんですけれども、採点指針のところに書いてあるのですが、論文式の採点の基準について、どういうところに重点をおいて採点をするのだということを言うのは無理ですかね。つまり、さっきから議論になっている法科大学院の教育がそこに現れてくるわけですから、常に理論的に非常に精緻にものを高く評価するというのではなくて、多少そこら辺はラフでも、物すごく立派なすばらしい解決案を示しているものについては高く評価できるような、そういうものにするんだということはおかしいですかね。

【磯村委員】むしろ「(1)採点指針」の具体化の話かなと思います。(2)はむしろ調整の問題ですので。そのときに中川委員がおっしゃった「実践的能力」というようなところをどういうウエイトをもって判断するかというような、その具体化の議論ではないかと思いますが。

【中川委員】「採点結果に著しい差異が生じないように」と公平性のことを非常に言っておられるのだけれども、採点の指針、態度というかなあ、どういうスタンスで、それも十分検討しますということも一言言うと。

【小津委員】私もその御趣旨に賛成で、実際に採点される方の立場からすると、どうするかというのは難しいと思いますが、これまでの司法試験とこれからの司法試験が間違いなく変わる点は、これからの司法試験は、原則として法科大学院を卒業した人を対象にした司法試験であるという点です。もちろんそれと同等の学識能力を備えた人ということで、予備試験合格も受験資格になるわけです。今の司法試験には、そういう受験資格制限が全くありませんから、答案を書いた人がどういう人なのか全く分からないわけですね。大学を出ているかどうかという

ことも何も分からない。そのことを前提としたときのギリギリとした見方と、この人は当然法科大学院を出ているのだということを前提にしたギリギリとした見方というのは、同じギリギリでも違ってしかるべきではないか、採点するときの姿勢も違って良いのではないかと思います。ですから、そういうような意味のことをせっかくですから抽象的にでも書いておくというのはどうですか。どういう表現がいいのかはちょっと検討してもらおうとして。

【中川委員】十分検討をするということでも良いと思うのですね。今までの司法試験とは違う観点で採点の姿勢、スタンスというものを検討しましょうというメッセージでもいいと思いますが。

【宮川委員】これまでの司法試験は一行問題、あるいは簡単な設例を出して、その設例で抽出すべき論点を的確に抽出しているかどうかを評価し、そして抽出した論点をちゃんとした理論知識に基づいて論じているか、こういったことを評価してきた。

キラリと光る答案があった場合に、論点の抽出については欠けるところはあるけれども、しかし全体として読むとキラリと光る答案があった場合に、そういう方法だと、そういう答案を高く評価をするということがしにくいと言われてきたわけですが、これからは、評価基準、評価項目について具体的に考えていく場合に、今、中川委員が言われたようなことを配慮して、万遍なく論点に触れてはいないが、実践的な問題解決という点では非常に鮮やかな問題提起をしているような答案もきちっと評価をしていくという仕組みを作っていかなければいけない。そういうことをこの採点指針の中に敷衍（ふえん）しておくべきではないか。表現は難しいと思いますが。

【小津委員】現段階では、もし書くとしたら非常に抽象的に一行ぐらい書けないかどうかちょっと工夫していただいて、もしここでうまく書けなければ、更に最終報告に向かって検討するとか、書きぶりやどこまで書くかを庶務担当で検討してください。

【柏木委員】今、小津委員が言われた程度のことでも書いておけば大分違うのだろうと思いますね。放っておくと今までの試験とそんなに変わらない試験になってしまうのかなという危惧を抱いているものですから。今までとは全く違うのだよということを、前提なんだよということを確認しておくのは大事ですよ。

【小津委員】そこは全く異論のないところですね。

【磯村委員】科目別ワーキンググループで同じニュアンスかどうかというのはちょっと懸念されて、恐らくそこは調整があるかなという気がするのですけれども。

【小津委員】具体論になると、そういう考え方で必ず印象点の割合を高くするべきか、実務的な観点をどの程度重視するかということになると、また、科目別ワーキンググループとしての御意見があると思いますが、まあ、ものの考え方として、中間報告に、この答案を書いた受験者というのは法科大学院を出た人なんだということ的前提にして見てくださいということを書いておくべきだと思います。

【磯村委員】ちょっと気になった点ですが、例えば20年前に、抵当権に基づいて妨害排除請求ができるという議論を答案で書いたとすれば、これは非占有担保である抵当権の本質を理解していないということで一蹴されたのではないかと思うのですが、抵当権が非占有担保であるということ認識しつつ、あえてそういう問題提起をする答案があったときに、その当時の判例・学説においては認められていなかったからもうアウトなんだということには、恐らく見るべき人が見ればならないだろうというように思います。そういうところが、実務家だから既存のものをしっかり押さえなければいけないということだけで止まるのか、そういう従来確立した議論を覆していくというのが、これからの実務家の重要な課題の一つだと思いますので、そういうニュアンスを取り入れていただきたいと思います。

【中川委員】そこはメッセージで入れておかなければいけないですね。今言われた先見性とかいうものは、非常に大切なんですよね。

【小津委員】ちょっと一行工夫してみてもらえませんか。ものの考え方として、今度の司法試験の受験者は原則として法科大学院の課程を修了した者であることを踏まえて、出題・採点しなければならず、そういう点で今後の司法試験は今までの司法試験と違うという点を。

【池上人事課長】御趣旨は基本的な視点に関わるものですので、前文のところに加える方向で検討いたします。

【宮川委員】磯村委員から出ている論点、私が本日付けで出したペーパーに関連する議論はどこでやることになるのですか。

【磯村委員】最後までひととおり終えてからということはどうでしょうか。

一つだけちょっと忘れないうちに、先ほどの鈴木委員からも問題提起のあった6ページの問題数のところですが、箱書きの中で40～60問、60問～80問と書いていただくことはそれでいいかなと思うのですが、「・」のところ、これは必ずしも科目の対応によって上限ではないという趣旨を書き添えていただくとニュアンスがより相対化されると思うのですが、それは可能でしょうか。

【鈴木委員】この前どなたかが、「少なくとも」をつけてはどうかとおっしゃって、その時は、「少なくとも」「～程度」で幅があるというのもどうかと思ったのですが、でも入れてもらった方がいいかなという気がいたしますが。

【磯村委員】本文自体の中にですか。

【鈴木委員】いや、それはどちらでも。幅広い知識を出題する必要があるという文脈では、問題数は「少なくとも」というニュアンスで書かれているとは思いますが、そういう意味でそれを明確にするという趣旨で「少なくとも40～60問程度」と。日本語としておかしくないのであれば入れていただいた方が良いでしょう。

【磯村委員】さっきの時間の訂正との関係で言うと、例えば箱書きの中の「」のところに、「例えば40～60問程度、民事系科目については60～80問程度とすることが考えられる。」というくらいではどうですかね。時間の方はさっき箱書きの外で「・」で同じ様な表現を使っていたと思いますが。

【横田人事課付】先ほど「目安とする。」という御意見もございましたが。

【磯村委員】「目安とする」だと「例えば」は要らないのでしょうかね。

ニュアンスとして上限にならないというのがどこかで出ているとありがたいという気がします。

【鈴木委員】文としておかしくなければ、先ほど申し上げましたように「少なくとも」ということで、「目安となる」というのは外してしまうということになると思いますが。

【宮川委員】そうすると、トータルで200問は超えるということもあり得るということですね。それでこの時間で良いのですかね。

【磯村委員】7時間が最大だとすると、あり得るかもしれませんね。

【宮川委員】MBEの問題は3時間30分、200問。あれはすらすらどんどん解いていくんですね。ああいうふうに易しいすらすら解いていけるような試験に司法試験を変えていくというメッセージですかね。それならそれでも良いですが。

【磯村委員】例えば、公法なんかでも、かなり配点を変えて難易度を問題によって変えるというイメージをお持ちのようですので、そういう多様性の中でいろいろな幅があるということだと思いますけれども。

【鈴木委員】公法系のは100肢48問というお話でしたよね。だから、単純な正誤問題みたいなものも含まれてはいるんですよ。

【磯村委員】大分変わっているようで、正誤問題的なものともう少し複雑なものといろいろ混ぜて、その複雑なものは配点を多くするというイメージでしょうか。

【鈴木委員】すべてではありませんが、いくつかは単純な正誤問題というのも入ってくる。単純という言葉は悪いかもしれませんが。

【小津委員】「少なくとも」というのは、一度私が口にした言葉だったと思うのですが、もっと多くする余地も残しておくべきだという御議論がある反面で、本当に余り多いということで良いのかという議論があるということも伺いましたので、修文するとすれば、その修文方法は、「例えば」を入れるなど、ちょっと幅をもたせるといいますか、ほかすという方向の修文で考えるということでしょうか。「少なくとも」というのはちょっと入れない方がいいという気がしてきました。

【釜田委員】どうでしょうか今の。「例えば」などと修文をするということによろしいですか。(一同了承)

それでは第7はいろいろ御議論があるところですので、先に第8につきまして御意見をお伺いしたいと思います。

【横田人事課付】第8の一つ目の「 」でございますが、視覚障害者、上肢に障害を持つ方等についての特別措置の必要性のことをございまして、現在も現行試験につきまして改善を図っていかうとしているところです。

それから、短答式試験の正解に対する異議申立てについての検討ですが、これは法改正が必要となるかどうかも含めて、当グループでも全く議論が進んでおりませんので、この段階で中間報告に盛り込むのは時期尚早かと思えます。

【釜田委員】今のような御趣旨で今回は入れないということによろしいでしょうか。(一同了承)

【磯村委員】「配意すべきである」というのは割とよく使われる表現なのですか。配慮するが一般的かなと思えますが。

【宮川委員】意を配るなんで表現は冷たいですよ。

【横田人事課付】それでは第8の一つ目の「 」は「配慮する」に修文いたします。その上の第7の「3 その他」のところでも「配意する」という文言を使っ

ているのですが，こちらは考査委員を十分に確保するなど答案審査体制の確保に内部的に意を配るということですので，配意するで良いかなと思っているのですが。

【宮川委員】そうですね。そっちは良いですね。

【釜田委員】それでは，第7の方に入らせていただきます。

【横田人事課付】今回，宮川委員からもペーパーをいただいておりますので，その内容についても御検討いただければと思います。

【磯村委員】先ほど宮川委員が指摘された7ページの論文式の配点で，具体的に200点満点，300点満点という点について，これも例えば10段階評価にして1段階10点とすればこういうことはあり得るのだらうと思いますが，宮川委員からもこういう形でペーパーをいただいているということですので，そのペーパーに基づいて宮川委員から御説明をいただければと思います。

【宮川委員】お手元に配布されているのは，一つは「論文式試験の成績評価の在り方」，それから，もう一つは，前に出しました「論文式試験の採点及び合否判定を段階評価でおこなう一つの案」の修正版です。前のものは1人の採点委員が見て，合格答案の下位と不合格答案の上位のある一定の割合について他の考査委員2人が見るという案でしたが，今回は1通を2人の考査委員が見るということを前提とした修正案を考えてみたものです。

この「論文式試験の成績評価の在り方」というペーパーの内容ですが，読んでいただければ分かりますので，余りこのとおりにお話しする必要はないかと思うのですが，審議会の意見書は法科大学院制度に適合的な新しい司法試験を構築することを求めているのであり，それは，出題の在り方だけではなくて成績評価の在り方を含めて，全体を新しいものとするを工夫するよう求めているのであると思います。

ところで，出題の在り方についてのこれまでの議論は，審議会意見に沿う適切なまとめになりつつあると思います。これによって新司法試験のイメージが大きく変わって，法科大学院教育に良いメッセージを送ることができるのではないだろうかと思います。

ただ，成績評価の在り方については，科目別ワーキンググループから採点の公平性・客観性を重視すべきであるということを経由してこれまでどおりの方法を踏襲することが適切であるという意見が共通して表明されている。この意見は恐らくこのグループでも有力ではないかと思えます。こういった状況を踏まえて出されている中間報告たたき台は，成績評価の在り方については，私は決してニュートラルではなくて，点数を付け，偏差値調整をするという従来どおりの方法でまとめられていると思います。こういうまとめは，全体の議論の状況からする

と私はやむを得ないものと思っておりますし、最終的には従うつもりでおりますが、これまでの在り方検討グループでの議論を振り返ってみますと、私を含め3人の意見は従来どおりの方法ではなくて新たな成績評価方法を検討すべきであるというものであって、そういう方向での具体的な模索がされないままに議論が終焉してしまうことは、私としては残念なことであると思えます。そういう思いから、磯村委員の御意見にも触発されながら少しまとめたのがこのペーパーです。

現在の論文式試験についての成績評価の方法は、試験採点の一般的な方法と共通しているという意味で普遍的な方法であると言えるのではないかと思います。それから、実施上の制約がある中で、公平性、客観性を求めて長い間努力されてきた結果であり、私も、良く考えられて制度として現在成熟していると思っております。

ただ、これは、これまでの一行問題や短い事例を与えて論点を考えさせる設題で用いられてきた方法なのでして、これが新司法試験で我々が議論してきたような出題になる場合に、なお適合的であるかについては、考えてみる必要があるのではないかと思います。

科目別ワーキンググループの委員の方々からの御説明などもお聞きして、私が理解したこれまでの方法というのはどういうものかということをもとめてみますと、まず、設題において抽出すべき論点にその重要度に応じて配点をしていくと。その配点の中で理解度・法論理の展開の仕方、論述能力等を見ながら採点をしていく。したがって、その作業には採点者の主観が当然入ることとなるかと思うのですが、そして、最終的に印象点的なものを加味して、足し算をして成績を付けるという方法です。複数の採点者で採点してはいますが、採点者間には評価の違いが生じているのが現実です。この採点者間のばらつきと科目間のばらつきを少なくするために、得点分布の目安を設定するということが行われており、また他方で偏差調整をするということが行われている。そして、調整後の平均点を評価成績としているわけです。

この方法については、これまで三つの疑問が投げかけられているのではないかと思います。一つは、万遍なく論点を拾って論述する答案が比較的良い成績を取りやすいのではないかと、少なくとも受験生の解答行動はそうになりやすいのではないかと、更には、勉強行動もそうした方向に傾斜しやすいこととなりはしないかという疑問です。この疑問は私は故無しとは言えないのではないかと感じております。それから、第2の疑問は、このグループでの議論にも出ていましたが、触れる論点に欠けるところがあってもキラリと光る答案、柔軟な思考力が感じられる答案を、過小評価してしまうことにならないかということが挙げられるでしょう。三つ目は、点数を総合算して合否の判定をするわけですが、そういう方法では合格者を一定数に押さえることが技術的に可能となり、司法試験がボトルネック機能を果たすことに親和的であるという指摘があるのではないかと思います。現行の司法試験がそのような機能を果たしているとは思いませんが、長い長い間500人時代が続いたということが法学部教育に与えた影響を考えますと、

この点についてヒアリングの際に、法科大学院教育担当者の方々から懸念が示されたことがあります。そのことは理由がないとは言えないのではないかと感じています。

それではどのようなことを考えながら、新しい評価方法を考えるべきかということですが、その場合に最も重要なことは、水準に達しているとみられる答案について不合格答案であるという判断を下すことがないように十分に配慮することであると思います。その一点に集中して評価項目と評価基準を作成して、十分に評価について事前打ち合わせを行うと。この一点において公平なシステムを作れば、試験制度としては信頼できると評価されるのではないかと考えています。

翻って現行の制度を見ると、論点ごとに採点して積み上げるという方法も採点者の主観を排除し得ないことは明らかです。その場合に2人の採点に生ずるバラツキの平均を取るという方法で対応することは、場合によっては不相当な事態を生ずるのではないかと。1人の採点は水準点を上回っているが、もう1人の採点は不相当に水準点を下回っている場合は、平均すると水準点に達しないということとなるわけです。こういう場合は、平均をとるのではなくて、更にもう1人が採点して、3人の評価を総合的にみて判断するという方法の方が適切であると考えています。更に、そのことを進めていくと、平均して調整をするということをしていなければ、点数を付けるということは必ずしも必要ではないということになるのではないかと。1人が合格答案、例えばC評価、もう1人は合格水準に達しない答案、例えばD評価と評価した場合には、もう1人あるいは委員会が改めてその答案を評価するというシステムとすることはどうだろうか。こうした段階評価方法によれば、評価項目と評価基準を十分に練ってふさわしい方法にすることによって、現在の制度に投げかけられている先ほど述べた三つの疑問を回避することができるのではないだろうか。こうした方法の方が、法科大学院制度により適合的ではないだろうかと感じています。

この別紙の段階評価で行なう一つの案というのは、そのような観点でまとめてみたもので、これは私自身も自信がある案ではなくて一つの模索に過ぎない不十分な案だとは思っています。今すぐにとというのは議論の状況からするとなかなか難しいかと思いますが、いずれかの時点でこういった方向で検討が行われることを私としては期待したいと思っています。

この中間報告のまとめとしては、全体としてたたき台案のような方向でまとめられることはやむを得ないことであると思っていますが、磯村委員、柏木委員、そして私のような意見があるということ、何らかの形でどこかに付記していただければと思います。

【磯村委員】私の意見は、成績評価の具体的な採点方法をどうするかというところまで余り踏み込んでいないのですけれども、要するに、採点における客観性ということにどの程度の意味を与えるかということで、二つの客観性を区別して考える必要があるだろうということです。一つは、成績評価の基準を明確にして、



その採点基準が十分にみんなが納得できるようなものになっているということであり、もう一つは採点指針に基づいて行われた採点結果が客観的であるかどうかであり、問題は後者だろうと思います。つまり、採点における客観性というときに、採点結果の客観性というのは、短答式試験について全くあてはまるように、誰が採点しても同じ結果に到達するということだろうと思うのですが、いろいろな要素を考慮した論文式採点について、採点者の主観を排した客観的な採点結果というのは、実際には実現が困難だと考えています。採点結果の客観性は公平の理念からする一つの理想論であり、実際にはそのような意味での客観性を実現することができないという一つの割り切りがあります。例えば、各論点を決めても、その論点の評価についてどの程度論じていくか、どの程度全体の脈絡が考慮されているかというような評価等は、点数化してすべて明確に基準を作ることができない要素であり、各採点委員がそれぞれの異なったニュアンスの点数を積み上げた総点数が1点2点違うというときに、そのようにして得られた合計点をもって人の能力が、2点の方がはるかに上で2点下であればはるかに下であるという、そういう評価は難しいのではないのでしょうか。したがって、新司法試験で出発点として問うべきなのは、どこまでのレベルに達していれば司法修習を経れば法曹となるにふさわしい能力を持っているかであると考えています。

総点数方式というのはある程度の人数が決まると、そこまでしか採れないという面とそこまでは採らないといけないという面がありますが、法科大学院の教育が本当に充実して行われ、修了認定を受けた者が十分な能力を有すると認められる場合にはもっと合格者を出すべきであるというケースが出てくるかもしれない。逆に、法科大学院における教育が不十分で、安易に修了認定が行われるということになると、例えば3,000人程度の合格者数を予想していたとしても、2,000人しか合格ラインに到達しないということもあるかもしれません。したがって、採点の客観性の問題と合格倍率がどれぐらいになるかということとは違う次元の話であろうと認識しています。

ただ、総点数方式の場合には、あらかじめおおむねの合格者数を設定して、そこまでの人数を合格させることになりやすいというのが、宮川委員と私の共通する認識です。このような意味で、従来の司法試験における発想をあらためて、合格のために必要なある種の絶対的な考え方を取る必要があるのではないかと思います。もう一つは、将来はそうなるべきだけれども当面は無理だという議論があるのですが、法科大学院における最初の時期がどうかというのが非常に大事で、一旦、総点数方式の採点が行われ、かつ、将来的には予備試験を経由した者が新司法試験を受けるということになると、例えば予備試験経由者の方が点数が良いじゃないかという形で点数が一人歩きする可能性もあります。試験における点数至上主義では、結局もと来た道を再び歩むという過ちを犯すことになり、プロセスを重視するという法科大学院の趣旨・理念というものを考えたときに、制度の切り替わりにあわせて思い切って発想を転換する必要があると考えており、そういう問題点を指摘しておく必要があると感じておりました。

【釜田委員】中間報告の段階では、こういう形で世に公にしている御意見を問うと。その後9月からの会合がございますので、そこでこの問題だけではないのですが、なおいろいろとまたお考えていただくという機会はあると思いますので、そこへつなぐということによろしいでしょうか。

【小津委員】私はそれで結構だと思いますけれども、その際に、科目別ワーキンググループの委員の方々には在り方検討グループでこういう意見があるということ伝えていただきたい。

今まで科目別ワーキンググループの方との意見交換に出させていただいて感じた印象は、まだ両者の意思疎通が不十分で、科目別ワーキンググループの委員の方には在り方検討グループから全く実務的に不可能なような案が出てくることを恐れておられて、それで非常にきつくやはり点数は付けなければいけないんだということを主張しておられるような感じもするわけですね。そうしますと、特に宮川委員がおっしゃられた万遍なく論点に触れていけば良い点が取れるはずだという対外的な懸念、それからキラリと光る答案の問題やらについて、科目別ワーキンググループが更に具体的にどう考えるか。違う切り口から言いますと、私が申し上げましたように、これからの司法試験は間違いなく法科大学院を終えた者あるいはそれと同等の学識・能力を有する者が受験生だということを具体的な採点にどう反映させるのか。試験問題が変わってくるということで採点がどう変わってくるのかということについての議論がちょっと不十分かなという感じもいたします。科目別ワーキンググループも本当はもっと考えておられるのではないかなという気もいたします。そういうようなところを是非引き続きやっていただきたいなと思っています。

それから、合否判定の在り方についてはもっとここでもいろいろと議論させていただければ良いなと思っております。磯村委員の御指摘に関して一点申し上げます。司法試験ですから不合格な者は不合格であって、それが例えば3,000人に満たなかったら3,000人に満たないのであって、3,000人を超えれば3,000人を超えるのであろうということとは、それは試験である以上そうだということは実は今までの試験もそうなんです。但し、3,000人というものが合格できるような全体のシステムにしようと言われている中で、結果的にそれと大きくかけ離れた数字が出てきたときに、全体としての司法試験がどう判断すべきかということはその段階で非常に難しい問題になるということ。そういうふうな関係になると思います。

それから、点数を付けると全く人数だけで切るのかということ、私は自分の経験でも全くそういうことではなくて、一部委員の先生方も点数で付けても大体何点以上が合格水準なんだということを意識しておられるわけですね。今年の合格最低点がこれくらいだというふうになったときに、それぞれの方の御感覚でこれくらいだったら確かにまあ通しても良い点数なのだなあと思われる方、それが人によってはやや甘かったり辛かったりと思われたりするわけですが。点数で付けると合否判定が数だけで決定されるというふうに断言されますと、それは決してそ

ういうものではないといえますか。

【磯村委員】今の司法試験が、今、小津委員のおっしゃった形になっているかという、やはり、少なくともおおよその定員数というのが前提となった試験であろうと私は認識しています。

もう一つは、点数評価のときに、一方において確かに個別的な点数を基準にして作っていくという絶対的な部分と、しかし何点から何点までこれだけの割合という目安があって、やはりその段階で点数調整をされていることも留意しておくべきだと思います。

【釜田委員】中間報告に対する一般の御意見を頂戴した後に、なお引き続きお考えいただくということによろしゅうございますか。

【池上人事課長】今回の御議論の議事録はできるだけ早く意見募集の期間内に公表することにいたします

【釜田委員】今の段階ではそれでよろしゅうございますか。

【中川委員】10ページの総合評価の在り方の二つ目の「・」のところですね。論文式の最低ラインを決めるかどうか。これはネガティブガイドラインですね。最低ラインを設けるということは、最低ラインに達していない人は不合格にしようという意味でネガティブガイドラインでしょ。逆にポジティブなガイドラインというのはいらないのかどうか。つまり、一科目は非常に成績は悪いけれども、全体として見た場合にこの人は十分法曹になってもらった方が良いのだというような、さっきの議論にも結びつくのですけれども、そういうポジティブなガイドラインは考えられないかということなのですが。

【磯村委員】恐らく全体として良ければというのは、逆にネガティブなラインを外すということではないのでしょうか。

【中川委員】ただ、外すと非常に極端な人もということになるでしょ。それでもいいんだという割り切りもありますけれども。

【磯村委員】そうすると、中川委員の御提案ですと、ネガティブラインを設けて、しかし、トータルで通常の合格ラインよりも更に上にいくような場合には例外を設けるというニュアンスですか。

【中川委員】成績が悪いといったって、それは許容できる範囲だということですが。

【鈴木委員】点数評価でいきますと、総合点はちょっと足りないけれども一科目は非常に良いと。ただいずれもネガティブラインは超えているという複雑なものになるのでしょうか。余り科目が多くありませんのでそこまで複雑にするかということもあります。5科目、6科目あればそういうことも考えられるのかもしれませんが。3科目プラス選択ということになると余り機能してこないかなという気がします。最低ラインは超えて、1科目非常に良ければ結局合格ラインを超えてしまうのではないかな。

【磯村委員】短答式も含めて、総合点で良いかなという感じもしているのですが。

【中川委員】さっきの最初の議論の指針をしっかりと打ち出して、そういうものができればこれはあんまり。足切りはいらぬのかもしれないな、そういう意味では。

【横田人事課付】最低ラインを設けることが必要かどうかについてという書き方ではいかがでしょうか。

【磯村委員】そのニュアンスの方が良いかもしれませんね。

【宮川委員】いわゆる二重の基準を設けるという議論は、下の方のラインをかなり低いところにおくという考えですね。私の段階評価で言うとA B Cが合格で、不合格D Eと二つに分けて、Eクラスの点を採った人は救えない。しかし、不合格答案であってもDクラスの人には他が良ければ救われるという仕組みなのですが、そういうことは考えられると思います。だから、ネガティブラインを設けるについて、設けなくても良いということには、即断しなくてももう少し考えた方が良いでしょう。

【小津委員】いずれにしても皆さんそこはそういう認識だと思いますが、ある特定の科目の成績が特に悪い者を不合格にすることを検討するというイメージだと思います。

【宮川委員】例えば、民事法がEクラスだった場合に、刑事法、公法がA、B、あるいは選択科目がA、Bであっても問題を生ずるかもしれませんね。

【中川委員】だから、そういう人をペケにしないようにしないといけない。1科目くらいいいじゃないかというような考え方にならないと。

【宮川委員】その科目如何であるという考えもあると思いますが。

【釜田委員】そうしましたら、時間でもございますので、今後の日程を含めて庶

務担当の方から説明してください。

【横田人事課付】秋口以降どのような段取りで進めさせていただくかについてはまだ確定したものではありませんが、一応、日程だけ押さえさせていただければありがたいと思います。

(協議の結果、第9回以降の開催日程について次のとおり決定された。)

|         |                   |                  |
|---------|-------------------|------------------|
| 第 9 回   | 9 月 1 9 日 ( 金 )   | 午前 1 0 時 0 0 分から |
| 第 1 0 回 | 1 0 月 7 日 ( 火 )   | 午後 3 時 3 0 分から   |
| 第 1 1 回 | 1 1 月 7 日 ( 金 )   | 午前 1 0 時 0 0 分から |
| 予 備 日   | 1 1 月 2 8 日 ( 金 ) | 午後 3 時 3 0 分から   |